

総務常任委員会

平成20年9月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎中西 和夫	○伴 吉晴	小林 誠
紀 良治	嶋田 善行	辻 善次
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	佐藤 滋生	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	加藤 恵三
同 課 長 補 佐	谷口 智子	企 画 財 政 課 長	面 卷 昭 男
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	税 務 課 長	山 崎 善 之
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一
生涯学習課技師	平田 政彦	監 査 委 員 書 記	山 崎 篤
会 計 管 理 者	浦口 隆	会 計 室 長	清 水 孝 悦

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、 小林委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、伴委員、小林委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、1. 付託議案についてであります。

（1）議案第38号、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についてと、（3）議案第40号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は、相互に関連する議案でありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第38号、議案第40号については、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 佐藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第38号、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期

末手当に関する条例について、議案第40号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について一括して説明させていただきます。

まず、両議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 両議案につきましては、前回の委員会で説明させていただきました内容と同様でございます。要旨と新旧対照表に基づき説明をさせていただきます。

それではまず、議案第38号、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例についての説明をさせていただきます。末尾につけております要旨をご覧いただきたいと思っております。

地方自治法の一部改正が平成20年6月に交付され、その改正の一つといたしまして、議員報酬の支給方法等が、他の行政委員会の委員の支給方法等と異なっていることを明確にするため、現在の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例から議員報酬に関する規定を分け、新たに斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を制定するものでございます。

なお、今回の制定は、議員報酬に関する規定の整備を目的としたものでございまして、従前の議員報酬に関する内容につきましては、変更がございません。

続きまして、議案第40号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましても、前回の委員会で説明させていただきました内容と変更がございませんので、新旧対照表に基づき説明させていただきます。

まず、上段の題名の変更では、議員以外の非常勤の特別職では期末手当はございませんので、期末手当の言葉を除いております。

次に、第4条の2削除につきましては、整理によりまして削っております。続きまして、第5条ですが、議員報酬等の関係で、新たに先

ほど説明させていただきましたように条例を制定いたしました関係で削っております。次に、第6条ですが、第5条を削除した関係で、6条から5条に繰り上げております。次に別表の方ですが、区分1の議員報酬等の関係につきましては、新しい条例に移しておりますので削りまして、区分2以降につきましては1つつ繰り上げております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
それでは、順次お諮りいたします。まず、議案第38号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第40号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第39号、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長 それでは、議案第39号、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の
設置、管理及び処分に関する条例につきましてのご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政
課長 本議案につきましては、史跡藤ノ木古墳の整備が完了いたしました
ことから、藤ノ木古墳整備基金を廃止するとともに、本町に現存する
貴重な歴史文化遺産を守り、次の世代に引き継ぐとともに、本委員会
でもご意見がございましたが、ふるさと納税寄附金の受け皿として、
斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を設けるための条例制定でござ
います。

それでは、末尾に要旨を添付しておりますので、その要旨でもって、
ご説明に替えさせていただきます。

本町に受け継がれ、現存する歴史文化遺産は、わが国の長い歴史の
中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的
財産であり、わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことの
できないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となる
ものでございます。この貴重な歴史文化遺産を守り、次の世代に引き
継ぐとともに、ふるさと納税寄附金の受け皿として、新たに基金を設
置するものでございます。

その内容についてでございますが、第1条では、設置目的について
規定しております。本基金につきましては、本町の貴重な歴史文化遺
産を守り、次の世代に引き継ぐため、その調査、保存及び活用を図る
ことを目的としております。

第2条では、積立額について規定しております。基金に積み立てる
額につきましては、基金の目的に沿った意向で申出のあった寄附金及

び目的に必要なとする金額としております。

第3条では、基金の管理について規定しております。基金の管理につきましては、その現金を金融機関への預金、その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならないものと規定しております。

第4条では、運用益金の取扱いについて規定しております。基金の運用益は、基金の目的を達成するための事業の財源に充てるものとしております。また、事業に充当した後、なお、余剰金が生じた場合には、基金に積み立てるものとしております。

第5条では、基金の繰替運用について規定しております。財政上必要がある場合には、基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとしております。

第6条では、基金の処分について規定しております。基金の目的の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができるものとしております。本条例の施行日についてでございますが、本条例の施行日につきましては、ご議決をいただいた後、平成20年10月1日からの施行を予定しており、斑鳩町藤ノ木古墳整備基金の設置、管理及び処分に関する条例については、同日付けで廃止することとしております。また、斑鳩町藤ノ木古墳整備基金に属する現金は、本基金に引き継ぐものとしております。

ふるさと納税につきましては、全国の自治体で取り合いのようになっております。本町におきましても少しでもご寄付をいただけますよう努力してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第39号、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金の設置、管理及び処分に関する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員 説明は今で終わりですか。私の一般質問の時に、ふるさと納税、寄付ですね、された方には斑鳩の里の恵みとして季節の果物、また特産品、または写真集を1万円以上の寄付があったら贈呈するというふうなご答弁をいただいておりますが、そこらへんはどう、そういう説明はないんですか。

企画財政課長 大変申し訳ございませんでした。町外寄付者からのお礼につきましては、税の税額控除が寄付者の居住地の自治体で行われまして、本町への効果が大変大きいことから、寄付に対する感謝の気持ちを伝え、税額控除対象外の部分の寄付者の負担軽減を図りますとともに、本町をPRするため1万円以上のご寄付がございましたならば、本町の特産品等の中から1つをお選びいただきお送りすることといたしております。

そのお礼につきましては功労のあった人への記念品と同様に謝礼として、社会通念上の礼儀の範囲を超えない部分で、金額にして3千円程度の物をお送りしたいと考えております。

嶋田委員 3千円という単価初めて聞きましてんけれども、1万円の寄付いただいて3千円のお礼をするわけですか。1万円以上と先ほどおっしゃいましたけども、10万円、100万円でも3千円は3千円ですわね、ただし1万円以上やから1万円でも3千円のお礼をするわけですか。

企画財政課長 1万円以上のご寄付がございましたら、3千円程度のお礼をさせていただきますというのを考えております。

嶋田委員 これは町外の寄付者に対してですね、町内の寄付者はどうなってるんですか。

企画財政 お礼の目的につきましては、本町への町外からのご寄付いただきま

課長 したら本町への財政効果が大きいこと、そして町外への本町のPRも含めまして、その目的でお礼をさせていただきたいということで、町外の方のみということとさせていただきます。

嶋田委員 そしたら今の説明、この基金条例ですか、のどこに書いてあるんですか。

企画財政課長 お礼につきましては、利用者の方から徴収する使用料や手数料のように条例で定めなければならないものではございません。ただ、その取り扱いにつきましては、決裁をもって内規で定めさせていただきます。

嶋田委員 あのね、1つの条例でもって一方にはなんか贈呈品があり、一方に贈呈品がないと、なんか不思議でしゃあないですね。町外からの納税者に対してなんらかの形で贈呈するというのは、それは理解できます。ただし、1つの条例で2つの道を選んでいくということ自体、ちょっと私には理解できないんですけども、そこらへんちょっと説明してもらえませんか。

総務部長 まず、ふるさと納税制度につきましては、これにつきましては委員ご承知のように税制改正の中で色々議論されました。そうした中で例えば自分のふるさと、例えば北海道から出てきて東京に住んでると、で、東京で所得税、住民税払っておると、それを自分の生まれ育った所へ寄付した時にそれについての控除について議論がなされてきたわけでございまして、例えば北海道の方が斑鳩町へ寄付する、仮に北海道の方が斑鳩町へ寄付されます。その時の税控除につきましては、すべて自分の住所地で税控除がされます。例えば一定の職務の方が3万5千円、計算しやすいように3万5千円といたします。3万5千円を斑鳩町に寄付いただくと、北海道の方が。そしたらその北海道の方は、北海道の自分の住所地で確定申告をされます。その場合、基礎控除5

千円がございます。5千円の基礎控除ございますんで3万に対して10%の所得税がかかってきますんで8千円、残りの2万7千円が住民税控除となってきた、その市町村でその方に住民税をお返しするわけです。そうしてきますと、斑鳩町の場合は3万5千円、まあいうたら貰い得というか完全に斑鳩町が儲かるわけなんです。そうしたことから、斑鳩町内の人が斑鳩町へ寄付された場合につきましては、うちが住民税返すのは2万7千円その方に住民税お返しします。差引きいたしますと合計で8千円が斑鳩町の、まあ言うたら儲けというか取り分になってくるわけです。そうしたことから、このふるさと納税というのは他の団体からご寄付をいただいた場合に対してメリットが非常に大きいということで、他の団体におきましても、町の居住地以外の方につきましてはそういう恩典をつけてより多くの寄付をいただこうという姿勢、趣旨となっておりますので、ご理解の方よろしく願いいたしたいと思います。

嶋田委員 あかね、せやからね、町外の方が斑鳩町にふるさと納税寄付された場合に贈呈するというのは理解できるって言うてるでしょ。今3万5千円、ほんなら1万円の場合教えてくださいや、どうなるのか。

総務部長 1万円の場合でしたら基礎控除5千円ございまして残りは5千円、5千円に対して所得税、仮にその人が10パーでしたら500円です。残りの4,500円が住民税でお返しするということになってきます。

嶋田委員 そしたら1万円寄付いただいて斑鳩の方が結局、他へしはった場合に4,500円の差がでるということですか。ねえ、それで3千円のもん渡してね、ほんなら1,500円ですやん、いや5,500円やさかいに2,500円ですか、2,500円のまあ納税いうんですか、になってくるわけでしょ、そこら辺の率どう考えておられてその3割いうのつけられたんですか。

総務部長 冒頭申し上げましたように、当初のふるさと納税の趣旨、税制改正の時の趣旨というのはあくまでも他町村への納税、寄付を促進しようという趣旨で設けられましたので、こういうことにさせていただきました。

嶋田委員 なんべんも言ってるようにね、町外の方が斑鳩町に納税された場合に贈呈するというのは、それは理解してます。ただしね、この条例、1つの条例で贈呈するものと贈呈しないもん分けてるということ自体がね、僕理解できない言うてるんです。ほんだら町内の方ね、この条例に基づいて寄付したと、なんで私にくれへんねんと言われた場合どう説明しますの。

総務部長 今日までにおきましても文化振興基金、スポーツ振興基金、福祉基金、財政調整基金等々がございました。これらにつきましても色々ご寄付をいただいております。これらにご寄付をいただきました方にはそのご好意に報いるために、お礼の文書は出ささせていただいておりますけども、そういうお礼というものは、例えば10万、20万、100万いただいてもそういうお礼は出しておりませんでした。あくまでもその方の、町内に住んでおられる方のご意志に基づいてご寄付をいただいております。そうした中でこういうふるさと納税制度という新たな税制ができてまいってきたわけでございますので、より多くの町外の方から、やはり全国的に斑鳩町のこの歴史景観を守っていこう、または斑鳩町の福祉を守っていこうという方もあるかも知りません、また斑鳩町のスポーツを守っていこうという方もあるかも知りませんので、そういう方々の熱い思いを応えるために、こういう制度とさせていただいたわけであります。

嶋田委員 私言うてんのはね、納税者の意志云々よりも、この1つの条例の中で贈呈するものとししないものとに分けるということ自体が理解できないと言ってるんですわ。それであればね、ふるさと納税条例みたいななん

をつかって、その中で謳ってあればそれは理解できる話ですわね、1つの条例でもってとにかく2ウェイ、2つの道を、内規にしろ2つの道をつかっていくということ自体ちょっと理解できないですね。2つの条例でこっちはふるさと納税やと、こっちは町内の寄付者のもんやと、そういう感覚であればね、それはわかりますよ。そやからこの基金、まあ他の基金もありますけども、それも全部内規でそういうふうに分かれているわけなんですよ。そやからそれぞれの条例でもって2つの道の選択つくってるということ自体ちょっと理解できないですね。このふるさと納税の条例というのはつくる気はないんですか。

総務課長　　今、6月の定例会の方の一般質問でも同様の質問はいただいております。幸いに全国的にふるさと納税の条例をつくられておるところもございます。そうした自治体におきましては、やはり今日まで色々な受け入れの基金条例というのは設置しておられなかったところが多数ございます。幸いに本町の場合でしたら今まで、今日まで先ほど申し上げましたようにスポーツ振興基金、文化振興基金、藤ノ木整備基金、福祉基金等々がございましたんで、色んな受け皿、メニューの基金がございますんで、あえて今現在ふるさと納税条例というものは制定しなくて、今ある基金を活用しながらこの税制改正の趣旨を活かして、町の寄付の受け入れに努めてまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

嶋田委員　　あのね、町外の方からの納税、寄付について何も贈呈しないと、礼状だけですますんやと、町内の寄付者と同じ扱いするいうんやったらそれはそんでええんですわ。しかし1つの条例でもって2つの道をつくるということ自体が理解できないということをはっきり言ってるんですよ。

副町長　　池田君が答弁しましたように、これはもちろん嶋田委員も理解していただいておりますが、このふるさと納税、ふるさと寄附金といいますが、そういう地方税法の改正によって新しく制定された制度なん

です。誰もがやっぱ生まれ育ったふるさととか、また第2のふるさと、心のふるさとというものを持っておられるわけです。そういう方々が斑鳩町に寄付をしていただくということ、これによってこの制度が成り立っていくわけです。このふるさと制度と今、池田君が言うた町に定めておるスポーツ振興基金とか、また、今まで定めておる藤ノ木の関係についての基金とか、色々基金がございます。文化振興基金も、そういうものについてはこれまでやってきた町内の方が、町外の方も受けて、それを礼状を持って喜ぶということにしたわけです。しかしこの場合については、一応3千円を、1万円以上寄付された方が、3千円で何かを返していくということで考えているわけでございますので、そこら嶋田委員のおっしゃることも理解できるわけですが、ふるさと納税制度というものが、こういう制度になったということはね、少し理解してほしいなと、こういうことで思うわけでございます。よろしくお願ひします。

嶋田委員　　こういう制度になったからこそね、また新たに条例をつくるべきではないんですか。それやったら。

副町長　　全国的に見てもね、確かに言われるようにですよ、このふるさと納税に関する条例を制定しているところもあります。けども町としてはですね、今まで、先ほども申し上げますように、町が管理する基金でもらってきました。それによって十分受入できるんじゃないかと、このように考えておりますので、そこらですね、ご理解願えたらどうかなどこのように思っております。

嶋田委員　　あのね、受け皿としてはそら十分いけるとは思います。但し、先程から何遍も言うてるように1つの条例でもって片方が礼状だけやと、片方は物で渡すんやと、そういうふうな2つの道をね、つくってること自体理解できないと言ってるんですわ。これね、町内の寄付者がなんで私にくれへんねんと、同じ金額やってんのやないかと言われた時

にどう説明するんですか。1つの条例ですよ。

総務部長

町内にご寄付いただく方につきましては、非常にご好意によりましてご寄付をいただいております。先ほど申し上げましたように、今日までも福祉基金、またおばあさんが町に世話になった、おじいさんが世話になってきたということで、福祉基金にご寄付をいただいております。それはあくまでも町に対しての熱い想いで、町内の方が今日まで色々いただいております。で、そういうことから今回新たに先程、副町長も申し上げましたようにこういうふるさと納税制度が、住民税の税改正の中でこの制度が出てきたわけでありまして、町外の方につきましては、非常にそういう、例えば自分のはっきり申し上げて関係ないところにご寄付をいただいております。例えば斑鳩町に旅行してきた、そしてこういう制度があると、そしたら斑鳩町の例えば文化財を守るために私の好意として毎年1万円なり2万円なりを寄付していこうかという熱い想いで寄付をしていただくわけですので、あくまでもその方の熱い意志に答えるためにお礼を渡すということでご理解いただきたいと思います。それと町内の方につきましても先ほど申し上げましたように町に対しての、損得で言うたらあれですけども、1万円いただいて、先ほど申し上げましたように4,500円本人さんに住民税からお返しすると、基礎控除5,000円があります。で、500円は所得税です、町に入ってくるのは5,000円です、そうした中で例えば3,000円のお礼を渡すと、差引き2,000円が町の利益と、収入と実収入となるわけでありまして、そういうことも計算した中で町外の方についてはお礼を渡すということでご理解をいただきたいと思います。

嶋田委員

あのね、せやから町外の方にね、贈呈するというのは理解しているわけなんですよ。それを1つの条例で渡すもんと渡さないもんとに分けてること自体が理解できないって言うてるんですわ。それやったら2つ条例つくってこっちの条例は渡せんねん、こっちの条例は渡せへん

ねんと、それの方がすっきりして理解しやすいでしょ。

副町長

今も申し上げてますように、町としての受入体制につきましてはね、ふるさと納税とふるさと基金とその条例をつくるんじゃないに、町の場合は今までつくっておる、受け皿としてつくっておる基金の積立てということで、今、池田君が答弁してますようにそれで続けていきたい。受入に対する町としての制度で続けていきたい、このように思っておりますのでね。嶋田委員も一つずつ分けて条例をつくれと、いうようなことではございません。町としてはそういう条例をつくらんとそういう形でいくということで進めていきたいと、こういうことあります。ただ、我々は嶋田委員もおっしゃっているようにですね、これともかく2つの条例をつくるということは考えてないということでございますから、そこらは理解をしていただきたいなとこのように思います。

嶋田委員

2つ条例って、この基金の条例とふるさと納税の基金、またスポーツ振興基金の条例とふるさと納税の条例とそういうふうにそれぞれやなしにね、町内の寄付者はこの基金のこの条例でまかなえるわけですよ、それぞれあるけれども、それ以外にふるさと納税に関しては1つ条例をつくってその中でそれを受け皿にして、あとこの斑鳩の里歴史文化遺産保存基金、またスポーツ振興基金とか、そういうふうに振り分けていったらええだけのことでね、なにも難しい話ではないわけですわ。それとこのふるさと納税の条例をつくる気はないということであればそれはそれで結構です。ただし内規かなんか知りませんが、町外からの寄付者に贈呈すると、そういうことは、とにかく2ウェイでいくいうことはやめていただきたい。寄付者全員に渡す、渡さないそういうことでやっていただきたいと思いますね、それやったらですよ。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時43分 再開)

委員長 再開いたします。先ほど嶋田委員の方からこの件については継続でという意見がでておりますので、その件について各委員さんの意見聞きたいと思っておりますので、順番に小林委員の方から、すいませんがお願いいたします。

小林委員 今回のこの条例は、これはこれとしてまあ賛成させていただいて、またふるさと納税はふるさと納税でまた別で、別個の問題として考えていけば、考えていく方がいいのかなというふうに思っておりますので、まあこれはこれでいいのかなと。また別の問題として、またふるさと納税はふるさと納税で、まあつくとするか、継続するんでしたら、それはそれでまた別個の問題として考えた方がいいのかなというふうに思います。まあこれはこれでいいのかなというふうに、まあ賛成させていただきます。

委員長 今のこの件については賛成。あとふるさと納税というのはまた別個で考えていけばということで。

小林委員 斑鳩町の他の基金もありますので、考えるんでしたらそれは別個の問題として考えればいいのかというふうに、別の問題として。

委員長 辻委員。

辻委員 私、先ほども休憩中言わせてもらってんけど。こういう基金条例については今もう3つ、これとこれとこれ3つ受け皿は十分あると、ただ、まあふるさと納税というのはひとつのどっかの町外の人からの寄付の受け皿ということで、まあこれでは十分まかなえると思っております。今

後、まあ今藤ノ古墳の整備も終わってますし、今後の歴史文化の財産、保存、活用は必要ではないかということでもありますので、この基金条例についてはこのまま可決していただいて、また今後ふるさと納税とか色々、要するに今後まあ今回議員の視察もありますけども、その中で色々今、小林委員が、まあ勉強するということで、他の町村見ながら勉強していこうということで。まあそれと寄付についても、これは、郡山市は金魚送るとかなんか色々されてますし、送ることについては嶋田委員も賛成されてますけども、これはもういかに町が、町外の人から寄付をいただくという1つの施策やと思います。これはもう寄付してもうて、また今度、ちょっと意見ありますけども、また決算の時には当然寄付というそういう損得のやつが今度決算に出てくると思います。その辺がやっぱり町の姿勢やと思いますんで、十分我々としても研究していきたい。ちょっと長なるよって、今の条例については今回一応賛成ということさせていただきます。

委員長 辻委員は今の件については一応賛成ということで。あとふるさと納税の件については、また今後勉強していきたいと。次、伴委員。

伴委員 私は今、理事者の方の方々のご説明をお聞きして、一応ふるさと納税の1つの受け皿の1つとして、これを設置するという事で私もこの条例案に対しては賛成の考えであります。継続してやっていくかと、ただ、私としては確かに小林委員、辻委員が言われるように勉強はこれからもしないといけないとは思っております。ただこれを継続でやっていくかどうかというのは、ちょっと今すぐ答えが出ないような感じですね。

委員長 紀委員。

紀委員 私の方としましてはね、この条例的には問題はないと思うんですよ。歴史、文化守るための基金としていくのは。ただ、ふるさと納税寄付

ですか、これとくっつけることによってね、今の贈り物する、せんとかの問題が出てきてるんで、この条例的には問題はないと思うんですよ。せやから、ふるさと納税寄付に対しての考え方ですね、それをもう一度、継続で審議していくべきやと思うんですけども。この案件に対しては別に問題はないと思ってます。

委員長 この件については賛成ということで、あとふるさとののは継続でやっていくと。

紀委員 それだけの条文ていうか、できるなら、結局、基金としてこの歴史・文化に寄付される方もいりゃ、スポーツ振興にも寄付される方もあると思うんですよ。だからこれでしたら寄付を受けたもんをここへ一旦入れるということで謳ってるわけですよ、今別紙に謳ってるのはそういうことでしょ、寄付される方の。

（ 「違う」との声あり ）

委員長 寄付はその人の意志やから。

紀委員 意志でそこへ入るわけでしょ、ですからこれやったらこの基金の条例に藤ノ木を謳うからおかしいなるんじゃないですか。その寄付の。

委員長 いやあの、各基金はあるわけです。

紀委員 そうです基金。同じ基金としてつくっていくこの基金の条例的には問題ないと思うんですよ。ふるさと納税だけ切り離れた考えで考えていくべきではないのかなと。切り離して考えて審議を継続すべきではないかと思うんですけど。

委員長 分けて考えていくということですね。

紀委員　　そうですね、ふるさと寄付の、納税寄付の勉強会を開きながら考えていったらということです。

委員長　　嶋田委員。よろしいですか。

嶋田委員　　先程から理事者側から縷々説明を受けましたけれども、なんか噛み合わない、平行線たどっていると、いう感じは私も思っております。これ、ふるさと納税の条例を新たにつくる、つくらないということで理事者側はつくるつもりはないということなんですけれども、先程の休憩の間、説明をお聞きしていると、一切研究しておられないと、そういう感じを私は受けました。何も最初から頭になかったわけですね、このふるさと納税専用の条例をつくるということは。調査、研究されて、いやこれは今の基金でいけんねんと、基金条例でいけんねんということであれば、それなりの説明があったとは思いますが、そういう説明一切ないです。それから先ほど同僚議員がこれはこんでええと、私もこんでええと思います。ただし先程説明ありましたように、ふるさと納税の受け皿としてもやると、その納税の受け皿として贈呈すると、それはこの条例には一切謳ってないわけですね。そして町内のもんには礼状だけ、町外のもんには贈呈すると、そういう2つの道を含んだこの条例というのはどうも理解しにくい、ただし受け皿としては理解できると、寄付の受け皿としてはね。町内、町外関係なしに、寄付の受け皿としては理解できる。ただしふるさと納税の贈呈に関しては、この条例では私は2つの道があるから理解できない、そこら辺をふるさと納税条例をつくってるところをさらに勉強して、そこら辺の整合性を高めていきたいという意味で継続審査にしてほしいと、私はこのように思っております。

委員長　　意見、今、集約させてもらいましたけれども、この中で、今のこの議案第39号については、嶋田委員以外皆この件については賛成という

ことで理解させてもらってよろしいですかね。それとまあ、あと個々に皆さんが条件つけてもらいましたけども、ふるさと納税の件については、もう一回勉強していきなり、また検討していくという意見。そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは一応こういう形で集約させてもらいましたので、これをもって、質疑を終結させていただきます。

お諮りいたします。本案について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査案件について、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、史跡藤ノ木古墳についてでございますが、斑鳩の里文化芸術祭に合わせまして、今年で第3次調査となりました開棺調査より20年目を迎えましたことから、11月1日の午後1時より、いかるがホール大ホールにて、講演とパネルディスカッションを内容としました記念シンポジウムを開催いたします。

内容といたしまして、官学連携協定をしております奈良大学より白石太一郎教授をはじめ、第3次調査をご担当いただいた奈良芸術短期大学の前園実知雄教授と、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の松

田真一館長の3名を講師に迎えまして、史跡藤ノ木古墳の歴史的意義や重要性といったものを、ご講演いただく予定でございます。

また、文化財保護強調週間中の11月2日～3日の2日間、午前9時から午後5時までの間、この春にも実施いたしました石室の特別公開を開催いたして、あの大きな石室と石棺を目の当たりにして、藤ノ木古墳のすばらしさや歴史を体感していただく機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてでございますが、前回の委員会にてご報告いたしましたとおり、8月4日より、金堂基壇から発掘調査を開始しております。現在のところ、表土の除去作業を終了し、引き続き、昭和38年及び昭和59年に調査を行った調査区内に埋め戻された土の排出作業を行っているところでございます。

以上のように、未調査部分の調査の範囲に及んでおらないことから、現在、特段報告することはございませんが、一定の成果がまとまりました段階で、当委員会にご報告をさせていただきますとともに、現地視察のご案内をさせていただく予定をしております。

その他の事業につきましては、特段ご報告いたしますことはございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があればお受けいたします。ございませんか。 辻委員。

辻委員 今、説明、埋めたやつを排出というのは池のことかな、中宮寺池の排出かな。ちょっとその辺、すいません。

生涯学習課長 今、説明いたしました昭和38年と59年調査を行ったところ一旦埋めております。それを今、土を掘ってその部分を排出したと、そういう意味でございます。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 議案第41号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、議案第41号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正につきまして、ご説明をさせていただきます。

本予算補正は、前回の委員会で、ご説明させていただきました内容と同様ではございますが、本町議会定例会に提出させていただいております、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)により、再度、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、歳入予算補正からご説明をさせていただきます。

第9款、地方特例交付金、第1項地方特例交付金では、平成20年度の交付額の決定により、第1目地方特例交付金の第1節児童手当特例交付金で15万3千円の増額、第2節減収補てん特例交付金で1,282万8千円の増額補正をお願いするものでございます。また、第2項、特別交付金、第1目特別交付金では、同じく平成20年度の交付額の決定により、8万7千円の増額補正をお願いするものでございます。8ページをお開きいただけますでしょうか。第10款、地方交付税、第1項地方交付税では、平成20年度の普通交付税交付額の決定により、第1目地方交付税で、6,004万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第17款、寄附金、第1項寄附金では、

第1目寄附金の教育費寄附金で、歴史文化遺産の保全と活用にと、7名の方からご寄附いただきましたことから、9万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第18款、繰入金、第1項基金繰入金では、第3目藤ノ木古墳整備基金繰入金で、676万2千円の追加補正をお願いしております。藤ノ木古墳整備基金につきましては、史跡藤ノ木古墳の整備が完了し、その目的を果たしましたことから、廃止してまいりたいと考えております。ただ、本町に現存する歴史文化遺産は、わが国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産でありますことから、この貴重な歴史文化遺産を守り、次の世代に引き継ぐとともに、ふるさと納税寄附金の受け皿として、新たに斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金を創設し、この取崩し額を本基金に積立てさせていただきたいと考えております。

9ページにお移りいただきまして、第19款、繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金で、平成19年度一般会計の余剰金の確定により、9,703万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第21款、町債、第1項町債では、第2目土木債で、JR法隆寺駅周辺整備事業債について、今年度前期の起債同意予定額の確定により、140万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、歳入に関わります予算補正の内容でございます。

続きまして、歳出予算の補正につきましてご説明を申し上げます。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第2款、総務費、第2項徴税費では、第2目賦課徴収費で、平成20年度税制改正による個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入に伴いまして、平成21年1月から公的年金等支払報告書の情報を電子的に受け渡すこととされました。このことにより、地方税ポータルシステムを導入し、税務システム改修等の環境整備を行う必要が生じたことから、平成20年度に要します導入費用等として、第13節、委託料で683万6千円、第14節、使用料及び賃借料で18万3千円、第18節、備品購入費で44万1千円、第19節、負担金補助及び交付金で4万

7千円、あわせまして750万7千円の追加補正をお願いするものでございます。13ページにお移りいただけますでしょうか。第9款、教育費では、学校施設の耐震化につきましては、国の緊急措置が大幅に拡充されるなど、その対応が求められているところでございます。

本町におきましても、児童・生徒の安全を確保するほか、震災時の避難所となることから、現計画を可能な限り、前倒しして実施してまいりたいと考えております。本年度におきましては、斑鳩小学校の本館東棟、本館西棟及び資料館、斑鳩西小学校の本館東棟、本館西棟、北館東棟、北館西棟及び体育館、斑鳩中学校の体育館の2次耐震診断を前倒しして委託実施するため、第2項、小学校費、第1目学校管理費の第13節、委託料で、2,650万6千円、第3項、中学校費、第3目学校管理費の第13節、委託料で、306万4千円の追加補正をお願いするものでございます。14ページをお開きいただけますでしょうか。第5項、社会教育費、第4目文化財保存費の第25節、積立金では、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立金685万2千円の追加補正をお願いするところでございます。歳入のところで申し上げましたように、新たに創設させていただく「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」に、藤ノ木古墳整備基金に属する現金676万2千円を引き継ぐとともに、歴史文化遺産の保全と活用として、いただきました寄附金9万円を本基金に積立てさせていただくものでございます。次に、第12款、予備費、第1項、予備費では、第1目予備費で、今回の補正から生じました財源1億1,448万9千円を留保させていただくものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表の地方債補正についてでございます。歳入のところで申し上げましたとおり、今年度前期の起債同意予定額の確定によりまして、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る起債の限度額を5億5,210万円とする補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会が所管されます予算補正の内容

につきましてのご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、当委員会として報告を受けたということで終わります。

次に、(2)職員採用試験の申し込み状況について、理事者の報告を求めます。佐藤総務課長。

総務課長 それでは職員採用試験の申し込み状況について、報告させていただきます。

6月の委員会で説明させていただきました、平成20年9月21日に実施いたします職員採用試験の申し込み状況についてでございます。

8月29日まで受付をいたしまして、上級、大学等卒業では37名の申し込み、中級、短大等卒業は7名、初級、高校等卒業では12名の申し込みとなっております、合計で今年度は56名の申し込みとなりました。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(3)子ども模擬議会の結果について、理事者の報告を求めます。野崎教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは、各課報告事項の3番、子ども模擬議会の結果についてでございます。

去る8月22日に開催いたしました子ども模擬議会の結果についてご報告を申し上げます。

当日、午前9時30分から正午まで議会の議場をお借りいたしまして、各小学校の6年生と中学校の1年生の15名の児童生徒を対象に「未来の斑鳩町」について意見や希望を発表していただきました。

一日議員からの質問につきましては、「あいさつのような人と人とのつながりがあり、いろんな立場の方が気持ちよく過ごせるようなまちづくりをすすめてほしい」、また「地球温暖化をくいとめるための取組みをすすめてほしい」、「川をきれいにするために草刈やごみ拾いをすすめよう」といった、人にやさしいまちづくりから環境問題までさまざまな角度から自分たちの意見を発表されました。

子どもたちにつきましては、議会や行政により関心を持っていただけるものと思っております。そういったことで、この一日議員として体験したことを学校、学級活動等で報告していただきまして、「自分には何ができるのか」といったような、他の児童生徒の学習機会の場になるものと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、子ども模擬議会の開催結果につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。ありませんか。

(な し)

委員長

次に、(4)町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。 清水生涯学習課長。

生涯学習

(4)町民プールの利用状況についてご報告させていただきます。

課長

本年も、町民プールの運営に対しましては、平成9年8月8日におきました痛ましい事故を教訓にいたしまして、利用者に事故がないよう、安全にご利用いただくため、施設の運営・維持管理に努めたところでございます。

それでは、資料1を見ていただきたいと思います。

入場者数は、6,703人（大人2,363人、小人4,340人）の利用となっており、大人が35.3%で子どもが64.7%となっております。

2ページ目でございますが、利用者の推移でございますが、昨年と比較いたしますと、24人（大人141人増でありましたが、小人165人減）の減という状況でございます。

③では維持管理費の推移を表しております。修繕がない年は、約680万円程度でございます。本年度は、開館にあたり、町民プール周囲に設置しております目隠し板の塗り替えと、プール正面玄関や管理棟の壁面の塗り替えを実施いたしましたので、予算額も例年より多くなっております。

次に3ページ目の④、入場者1人あたりの経費でございます。維持管理費を人数で割った数字でございます。

次に⑤は入場料の推移で、大人が350円で小人が100円の徴収を行っております。本年度は120万3,050円の収入でございました。

最後に、4ページ目でございますが、過去の天候でございます。今年は、7月は天候にも恵まれ、入場者も7月末で前年度と比較いたしますと、1,175人の増という、出だしが好調な状況でございましたが、8月中旬以降は曇りの日が多く、水温も急激に低下してきたことなどから、入場者数は最終的には24人の減という結果でございました。

また、今年も、町民プールの利用者の拡大を図るため、スイミングフェスティバルを8月3日に開催いたしました。そしてまた、小学生を対象とした水泳教室（8月21日～27日）を開催したところでご

ざいます。

その他、水中ウォーキング教室、昨年も計画しておりましたが、参加希望者数が非常に少ない状況でありましたことから、残念ながら、今年度も開講までには至りませんでした。

今後は、住民皆様の健康増進の場として、来年度の開館に向け、水泳教室の拡大や、また、水に親しみながら親子の交流を深めていただく場として、家族でご参加いただけるようなイベントなどについて、更なる検討をして参りたいと考えております。

以上、町民プールの利用状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
伴委員。

伴委員 あのすいません。今年これ平成20年ですね、マイナス24になってるのはわかるんですが、大人の入場者数は増えてるのに、なぜこれ入場料は減つとるわけでっしゃるか。ちょっとその辺りようわかりまへんねんけど、お願いいたします。

生涯学習 大人の分が増えとるのになんで今年入場料が減っておるといなか
課長 では、一概には言えませんが、団体という中で、団体50円と
っております。その分で、単純に大人が2,363人、子どもが4,
340人でございますが、それを350円と100円かけてその12
0万3,050円という、単純にはなりません。団体20人以上でし
たら、50円という金額でその人数とっておりますので。それともう
一つは、町主催のスイミングフェスティバル等は無料でやっております
ので、その分は人数にはカウントしておりますが、その入場料には
カウントしていません。そういうので、ちょっと去年よりも減って
るといことになります。以上でございます。

伴委員 すいません、今のその団体というお話でしてんけど、この団体とい

うのは、どのような団体がこれ参加してくれてる、それでまた毎年こういうような団体、今年だけその団体があったわけでしょうか。ちょっとよろしくをお願いします。

生涯学習課長 団体の規定でございますが、引率者のある幼児、小学生、中学生の20人以上の団体、例えば少年野球クラブとか、サッカーとか、そういう団体さんが、こちらでサッカーして、あとプールに来られてとか、そういうな団体の人が団体ということで、この団体に入っております。

伴委員 ということは、今年はその団体が多かったということで解釈させてもうていいわけですか。

生涯学習課長 今ちょっと資料は持ってありませんが、そういう理解ということでお願いしたいと思います。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、他に理事者の方から報告はございませんか。

(な し)

委員長 以上で、これら各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑、ご意見等があればお受けいたします。

ございませんか。 伴委員。

伴委員 ちょっと教えてほしいんですが、同僚議員が出されてる「好きやね

ん斑鳩」というこのビラの件なんですけど、これちょっと私読ましていただいて、ちょっと不可解になってる部分ありますんで、ちょっと町の方にお聞きしたいと、そういうことで、ちょっと読ましていただきます。この文章の中で、「私は町長が上告する場合には、当然マスコミに堂々と発表し、新聞に掲載されるものだと思っていたが、一切マスコミには公表せず、大阪高裁からの通知で小城町長が平成20年7月9日付けで、最高裁判所に上告したことを知りました」と、こういうような文面になってますねけど、私、新聞紙面で私自身も見たことがある記憶があるんですが、その辺りちょっともう一度確認したいんですけど、よろしくをお願いします。

委員長 吉田総務課参事。

総務課参事 今の件でございますが、町といたしましては、大阪高等裁判所におきまして、峨瀬自治会集会所建設に伴う訴訟事件につきましては、今申されたように、判決、6月27日ございました。町といたしましては、この判決は極めて不当な判決でありますことから、町長のコメントを発表いたしております。内容につきましては、ご存知だと思いますけれども、「敗訴という結果は予想もしなかったことで、極めて不当であり、直ちに上告の手続きをとりたいと考えております」という内容のものでございます。また、翌日の6月28日、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、奈良新聞に町長のコメントが掲載されております。

このことから、質問者の言われる通り、西谷議員のチラシの内容につきましては、適切ではないと考えております。以上でございます。

伴委員 度々、このビラに関して、私ども近隣の方々から非常に質問をお受けすることが私自身非常に多いんですが、非常に、自分として何かおかしいなと思うことが非常に、度々ございまして、今後もこういう形で、また尋ねさせていただきますんで、ちょっと迷惑してるような部分がありますんで、ちょっとその辺りまたよろしくをお願いします。

委員長 他ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今回の質問に関してなんですけども。全面的な勝訴やという形で報じられてるような部分があるんですけども、要は斑鳩町長が小城利重さんに対して、2, 200万円でしたか、取り戻しなさいというふうな内容だったと思うんですけども、それ以外の提訴いうんですか、そういうなんはなかったわけですか。

総務課参事 これにつきましては、ご存知だと思いますけれども、今おっしゃいました第2審の判決文につきましては、「被控訴人は小城利重に対し、2194万6899円及びこれに対する平成16年6月26日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを請求せよ。」というものでございます。それと、訴訟費用につきましては、それにつきましては、被控訴人の負担ということでございます。

総務部長 控訴人につきましては、それ以外にも地元自治会、前の自治会長と、名前はここで申し上げませんが、それらに対しまして、地元自治会に対しても損害賠償の請求をされておりました。ただそれにつきましては、先程、嶋田委員言われた分についてはそうですよと。で、その余、それ以外につきましては、もう第1審を支持しますということで、全面勝訴じゃなくて、厳密には一部勝訴になってこようかと、このように考えております。

委員長 他ございませんか。 紀委員。

紀委員 すいません。ちょっと話違いますねけども、今あの世間騒がしてる事故米についてなんですけども、斑鳩町の学校給食でもコメパンを使ったり、米飯食をやっていると思うんですけど。その安全性についての確認はされてるかどうかを聞かせて下さい。

教委総務課長 学校給食におけます米の安全性につきまして、ご質問いただいていると思いますが、これにつきましては奈良県の学校給食運営委員会、県の方で一括管理していただきまして、購入していただきまして、そちらの方通じまして、三笠フーズ等の事故米を購入してないかどうか調査していただきまして、一切使っていないということでの報告いただいているということで、安心しているところでございます。以上でございます。

紀委員 一応、保護者の皆さんも今の事件受けて、残留農薬のこと、ごっつ過敏になっておられると思うんですけども、残留農薬の調査というのは給食の分もやっておられるんですかね。残留農薬のあるかないとかの調査を通年、食の安全性の問題で。

教育長 県の給食会の方では、ちょっとわかりませんが、町の方ではそういう個々の品物について、そういう検査はしてません。これはまあ斑鳩町の場合、地元の農業振興会の方から野菜等入れていただいておりますので、その辺は十分、農薬等の使用についてもご留意いただいているものというふうに思っておりますので、それはやっていない。ただ給食会の方は全国的にそういう調査はやってるはずでございます。で、奈良県の場合は、米については、全部、奈良県産の米を使用しているということでございます。

委員長 他ございませんか。

嶋田委員 昨日でしたか、スポーツ元気クラブいうんですかね、文科省の方から指導いうんですか、それで設置しなければいけないというふうなことで、昨日、ビラというんですかね、新聞形式のを読ましていただきましてんけれども。これ以前の委員会でも説明受けたようには思うんですけども、申し訳ないんですけども、再度説明していただけません

か。

生涯学習課長　　いわゆる総合型地域スポーツクラブ、今、名前は元気クラブ斑鳩と
なっておりますが、このクラブは平成12年9月に文科省が策定した
スポーツ振興基本計画において、生涯スポーツに関する政策目標とし
て掲げております。その中では、12年から10年間のあいだに、全
国の各市町村において、少なくとも一つはそのクラブを育成すること
としていると。このような中で、斑鳩町にも平成18年に準備クラブ
が設立されました。18年2月に文部科学省一括事業であり、生涯ス
ポーツクラブ育成推進事業指定育成クラブとして誕生しております。
その中では、斑鳩町体育指導委員を核として、設立準備委員会を立ち
上げ、今年の2月にそのクラブが誕生した経緯でございます。

嶋田委員　　そしたらその団体の位置付けというんですか、町のなかでの。委託
してはるんか、それとも任意団体なんか。そこら辺はどうなってます
ねやろ。

生涯学習課長　　まずこの準備期間の2年間は教育委員会の生涯学習課で暫定事務局
として支援をしておりました。そして今年の2月設立という形になっ
た中では、事務局はそのクラブがやっておられますが、まだまだ未
熟いうんか、まだまだこれからというクラブの中で、教育委員会とし
てはアドバイザー的な役割という形で人的支援をしているという形を
とっております。

嶋田委員　　せやから位置付けはどうなってるんですか。任意団体ですか。

生涯学習課長　　任意団体です。

嶋田委員　　任意団体ですね、この事務局というのは、中央体育館の中にあると
お伺いしましてんけど、それは本当なんですか。

生涯学習
課長 はい、中央体育館の1室で事務所使っておられます。

嶋田委員 そしたら、任意団体は町へ頼めば、町の施設の中に事務局を設けることはできるわけですね。

教育長 まだこれ課長申しあげましたように、育成期間という期間もございます。そういった点ではもう少し支援をしていく必要があるだろうというふうに思っています。事務所を貸すというのは、連携をしていくということもございますし、また今やっておられるものについては、一切、町からの補助金も出ておりませんし、自己の会員の会費で賄っていただいているということもございますし、これからそうした団体を教育委員会としても育成していく必要があるだろうということから、当分の間、体育館の方に事務局を置いて、そして、支援していくという形をとらせていただいております。

嶋田委員 育成ということで、大体いつ位までを考えておられるんですか。

教育長 日は切っておりませんが、できるだけ早期に自立していただくようにという願いは持っております。従いまして、まだ2年とか3年とか期限を切つてということは考えておりません。出来るだけ早く自立していただけるようになればというふうに思っています。

嶋田委員 この趣旨はね、幼稚園、子どもさん、児童、生徒、そして高齢者の方まで幅広く生涯スポーツに取り組んでいただくということでいいと思います。ただし、任意団体の方にあまり長い間ですね、公の施設を貸していくというのはいかがなものかとは思いますが。但し、育成段階であればこれはもう仕方ないと思いますんでね、そこら辺見極めていただいでですね、適切にやっていただきたいと、このように思います。以上です。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 他になければ、私の方から2点だけお諮りしたいと思います。

まず、継続審査案件についてでございますが、お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをよろしくお願いをいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、先の委員会終了後にご相談いただき、委員より、史跡公園整備事業や文化財活用センターの運営について、またふるさと納税関係などについての視察のご希望をお聞きをいたしておりました。副委員長ともご相談させていただきまして、できるだけ皆様方のご希望に添うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ばせていただきました。

出雲市においては、日本の心のふるさと出雲応援寄附条例を制定されており、また、史跡公園「出雲弥生の森」整備事業が実施されております。また、斐川町においては、荒神谷博物館を町として運営をされております。姫路市につきましては、最近、埋蔵文化財活用センターを整備され、現在運営をされているところでございます。そのようなことから、今回、視察先として選定をさせていただきました。

視察日については、10月22日(水)から10月23日(木)で、22日朝に斑鳩町を出発いたしまして、午後から出雲市及び斐川町を

視察し、視察後、米子市へ移動いたしまして宿泊。翌朝、姫路市まで移動いたしまして、午後から姫路市の視察を実施したいと考えております。

以上が、先進地視察計画の概要でございます。ただ今申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり、先進地視察を実施することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書のとおり、手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時31分 閉会)